


所管部課	学校教育部 学校教育課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任及び臨時代理並びに専決に関し、必要な事項を定めたものである。</p> <p>ここで、第2条の教育長に委任する事務及び第4条の教育長の専決に係る事項を明確化するために、所要の改正を行ったので報告するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の臨時職員及び嘱託員の任用（委嘱）は教育長の専決とする。 ・施設の使用許可等、教育財産の管理は教育長の専決とする。 <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>適切な事務の執行及び教育行政の効率的な運営ができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 規則の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成27年3月27日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。